

## 所定疾患施設療養費について

- ・対象の入所者は次のいずれかに該当するものであること  
肺炎、尿路感染症、带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)、蜂窩織炎
- ・算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置内容等を診療録に記載しておくこと。
- ・請求に際して、診断、行った検査、治療内容を記載すること。
- ・当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

### 令和5年度算定状況

診断名/月		令和5年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	検査内容													
	治療内容													
	投薬内容													
尿路感染症	件数	3	2	5	5	7	1	5	6	0	9	6	3	52
	日数	13	9	29	21	31	5	21	30	0	54	28	15	256
	検査内容	診察・採血・尿検査												
	治療内容	投薬・点滴												
	投薬内容	レボフロキサシン(投薬)、セフトリアキソンナトリウム(点滴)												
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療内容													
	投薬内容													
蜂窩織炎	件数	4	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	7
	日数	20	0	5	0	0	0	0	0	7	0	0	6	38
	治療内容	点滴												
	投薬内容	セフトリアキソンナトリウム(点滴)												